

岩手労働局登録教習機関  
令和8年公示第3号

登録教習機関の登録事項の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

変更事項	変更前	変更後
氏名又は名称	公益財団法人 岩手労働基準協会	公益財団法人 岩手労働基準協会
代表者職氏名	代表理事 佐藤 修一	代表理事 會田 喜之
住 所	岩手県盛岡市北飯岡一丁目 10-25	岩手県盛岡市北飯岡一丁目 10-25
変更した年月日 令和8年4月10日		

令和8年5月12日

岩手労働局長

